

10. 法人課税小委員会報告（抄）

〔平成8年11月〕
〔税制調査会〕

第1章 基本的考え方

四 課税ベースの拡大と税率の引下げ

4. 課税ベースの拡大と税率の引下げの意義

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という方向に沿って法人課税の見直しを行った場合の意義として、次の点が重要である。

- ① 新しく生まれてきている産業の中には、大規模投資を要さず、流動的かつ小人数の労働力を用いたものが少なくない。また、新設企業は、減価償却費や雇用規模が限られているほか、長期保有資産が少ないことから、含み益も少ない。これらの企業は、経営が軌道に乗り黒字に転換した場合には、発生した利益に対してほぼそのまま税率が適用されることになる。

また、新設企業は、外部金融に頼ることが相対的に困難であるため、内部留保の蓄積が重要な課題である。しかし、高い税率と狭い課税ベースの組合せは、新設企業の内部蓄積に抑制的となるおそれがある。

産業間で実質的な税負担が異なっていたり、税制が特定の産業・企業に奨励的ないし抑制的となる場合に、これを改めることは、産業間・企業間の中立性の向上に資するものと考えられる。

- ② また、課税ベースを拡大すれば、課税所得のある企業の範囲が広がり、税負担がより多くの企業の間で分担されることになる。課税ベースの拡大に併せて税率を引き下げれば、これまで狭い課税ベースの下で相対的に高い税率を課されていた企業の負担が軽減される。すなわち、所得をより多く生み出す相対的に生産性が高い企業の税負担が軽減されることになる。

公正・中立で透明性の高い税制を構築する観点から課税ベースを見直しつつ税率を引き下げれば、結果として、企業活力の発揮や新規企業・産業の創出、資源配分の変更を通じた経済全体の効率の向上など、経済社会構造の改革に資することが期待される。

- ③ なお、表面税率（調整後）が高い場合には、海外からの我が国への投資意欲が減退するおそれがあるほか、我が国企業の海外子会社が、利益を我が国へ還流させるよりも進出先において再投資することを選択する場合も考えられる。表面税率（調整後）を引き下げることができれば、このような問題の緩和に資することが期待される。
- ④ また、我が国の法人税の申告状況をみると、全法人の過半が赤字申告法人となっている。赤字申告法人の中には、現行の課税所得計算のルールが柔軟に過ぎたり、企業経営者による私的経費の法人経費化が行われたりする結果赤字となっているものも含まれ得る。こうした点についても、課税ベースの見直しによって、相応の改善が図られるものと考えている。

11. 平成11年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成10年12月〕
税制調査会

二 平成11年度税制改正の諸課題

1 恒久的な減税

(4) 法人課税

平成11年度の税制改正においては、法人税の基本税率を30％に、法人事業税の基本税率を9.6％にそれぞれ引き下げることにより、法人課税の実効税率は40.87％に引き下げられることとなりました。この結果、この2年間で、法人税の基本税率が7.5％ポイント、法人事業税の基本税率が2.4％ポイントそれぞれ大幅に引き下げられることにより、法人課税の実効税率は10％ポイント近く引き下げられることとなります。

このように、法人課税の税率を国際的な水準に引き下げすることは、わが国企業が国際競争力を十分発揮できるようにするという観点から評価すべきものと考えます。なお、こうした実効税率の引下げは、構造改革の一環として、将来の企業活動の活性化を図る観点からも評価できるのではないかと、また、景気の状態が非常に厳しい中で、法人課税の税率引下げは企業の内部留保の確保につながり、ひいては設備投資が促進される効果も期待されとの意見がありました。

これに対し、そもそも法人課税の税率水準は国際的に区々であり、国際的な水準は必ずしも一義的には言えないのではないかと、法人課税は平成10年度に税率の引下げを行ったばかりであり、更なる引下げはその効果を見極めた上で考えるべきではないかと、法人課税の税率引下げを行っても設備投資や配当に回るとは限らず、景気対策としてはその効果は限定的ではないかなどの意見がありました。

なお、法人課税の基本税率の引下げに関連して、景気対策の観点から、中小法人、協同組合等に対する軽減税率等についても引き下げる必要があるのではないかとという意見があります。これらの軽減税率は、政策的観点から設けられているものであり、これまでの当調査会の累次の答申にもあ

るとおり、その税率水準については、基本税率との格差を縮小するという基本的な方向に沿って検討していくことが適当と考えます。また、法人事業税の基本税率の引下げの議論と関連して、個人事業税についても負担の軽減を図るべきではないかとの強い意見がありました。

12. 平成11年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成10年12月〕
〔税制調査会〕

三 今後の検討課題・抜本的見直し

4 法人課税

(2) 法人税

法人税については、平成11年度においては、景気に最大限配慮し、その税率のみを平成10年度に引き続き大幅に引き下げることとされました。今後は、経済の国際化や経済構造改革の進展する中、課税の公平性を確保し、経済活動に対する税の中立性を高めるという観点から、法人課税小委員会において指摘されている残された課題などについて引き続き検討を深めていく必要があります。また、企業会計においては、金融商品に対する時価評価・ヘッジ会計の導入などに向けた検討が進められており、これに伴う法人課税のあり方について検討していく必要があると考えます。

13. 平成12年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成11年12月〕
〔税制調査会〕

二 平成12年度税制改正

2 法人課税

(1) 法人課税の検討課題

法人課税の実効税率については、平成10年度に引き続き、平成11年度においても引下げが行われ、この2年間で49.98%から40.87%へと10%ポイント近く引き下げられました。平成10年度においては課税ベースの拡大が行われましたが、平成11年度の税率の引下げに際してはその検討が行われなかったこともあり、法人課税の課税ベースの問題については、引き続き、その適正化に向け、取り組んでいく必要があります。

近年、わが国企業の経営環境が変化する中で、経済の国際化に対応し、企業活力が十分発揮できるよう、企業会計において大幅な見直しが行われるとともに、企業再編のための法制面の整備が行われ、会社分割法制の導入に向けた検討も進められています。このような状況の下、税制についても適切な対応が求められており、企業の経営形態・規模に対する税制の中立性にも配慮しつつ、会社分割に係る税制や連結納税制度について、その導入に向けた検討を進める必要があります。

また、地方分権を支える安定的な地方税源の確保や応益原則による税負担の公平性の確保等の観点から、法人事業税への外形標準課税の導入を目指して、引き続き具体的な検討を進める必要があります。

14. 租税特別措置による減収額(26,540億円)の内訳(平成12年度ベース)

所得税 16,900億円(63.7%)				法人税 7,540億円(28.4%)		その他
住宅ローン控除	生・損保控除	老人マル優等	その他	法人税	投資減税 (景気対策)	その他
(21.1%)	(10.4%)	(24.7%)	(7.5%)	(11.8%)	(16.6%)	(7.9%)
5,590億円	2,770億円	6,560億円	1,980億円	3,140億円	4,400億円	2,100億円

(注) 上記のほか、交際費課税の特例による増収(+7,580億円)がある。

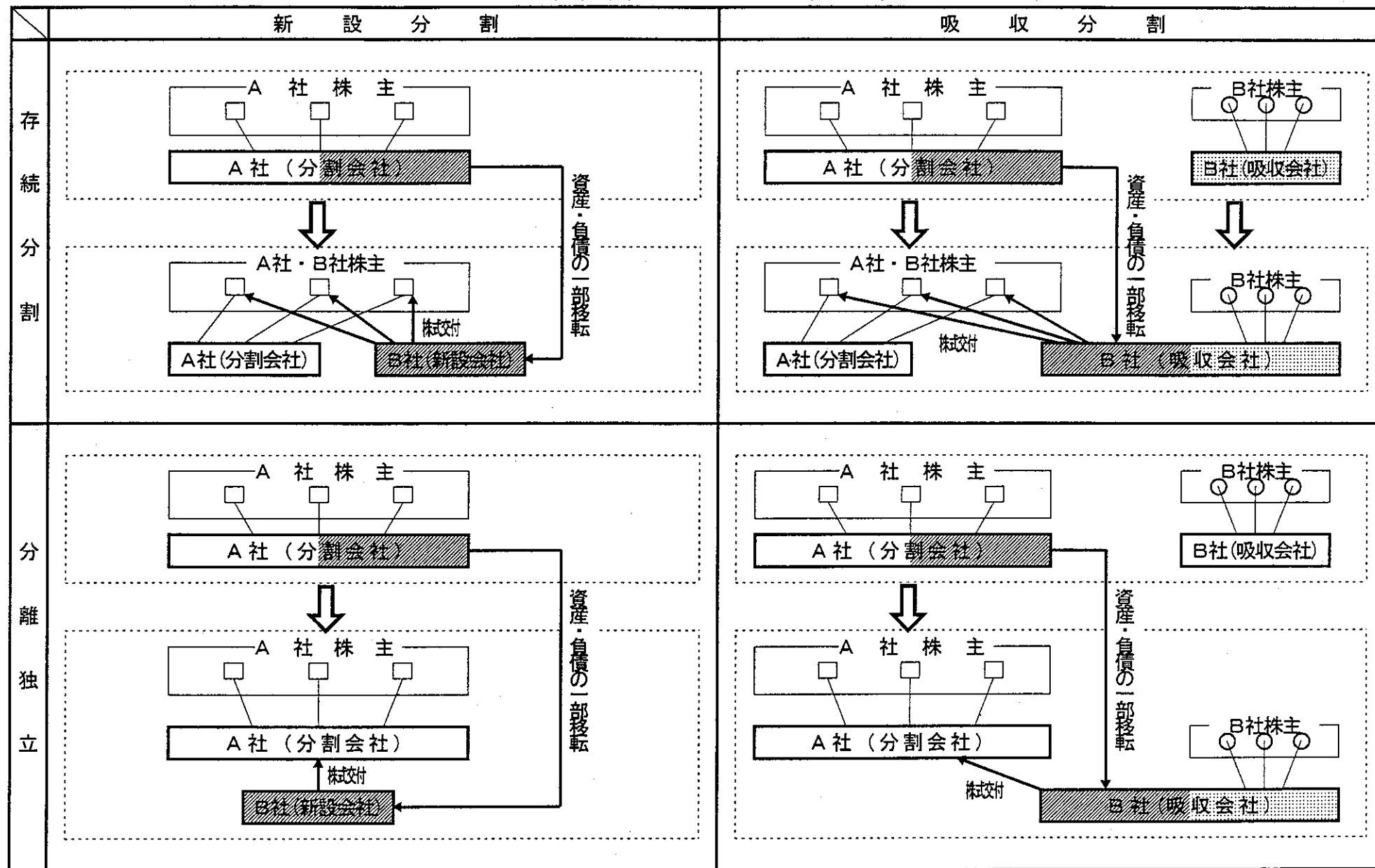
15. 企業関係租税特別措置の整理合理化状況の累年比較

年 度	改正前 項目数	整 理 合 理 化 項 目		創設項目数	改正後項目数
		廃止項目数	縮減合理化 項 目 数		
平元	81 件	2 件	30 件	2 件	81 件
2	81	5	17	6	82
3	82	3	23	1	80
4	80	3	23	4	81
5	81	0	19	4	85
6	85	6	18	3	82
7	82	4	23	1	79
8	79	4	23	2	77
9	77	2	25	2	77
10	77	1	32	5	81
11	81	4	31	2	79
12	79	0	31	1	80

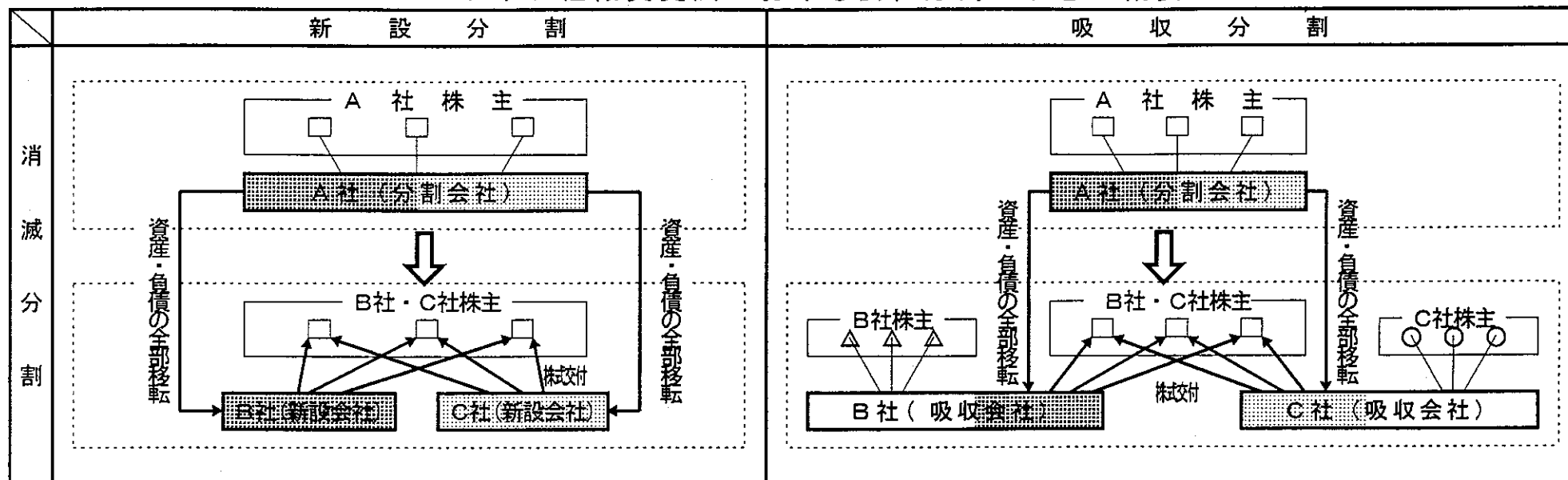
(備考) 上記の計数は、企業関係租税特別措置（増収効果のあるものを除く。）についてとりまとめたものである。

なお、上記のほか、経済対策として2項目がある。

16. ドイツ組織変更法における会社分割の形態の概要



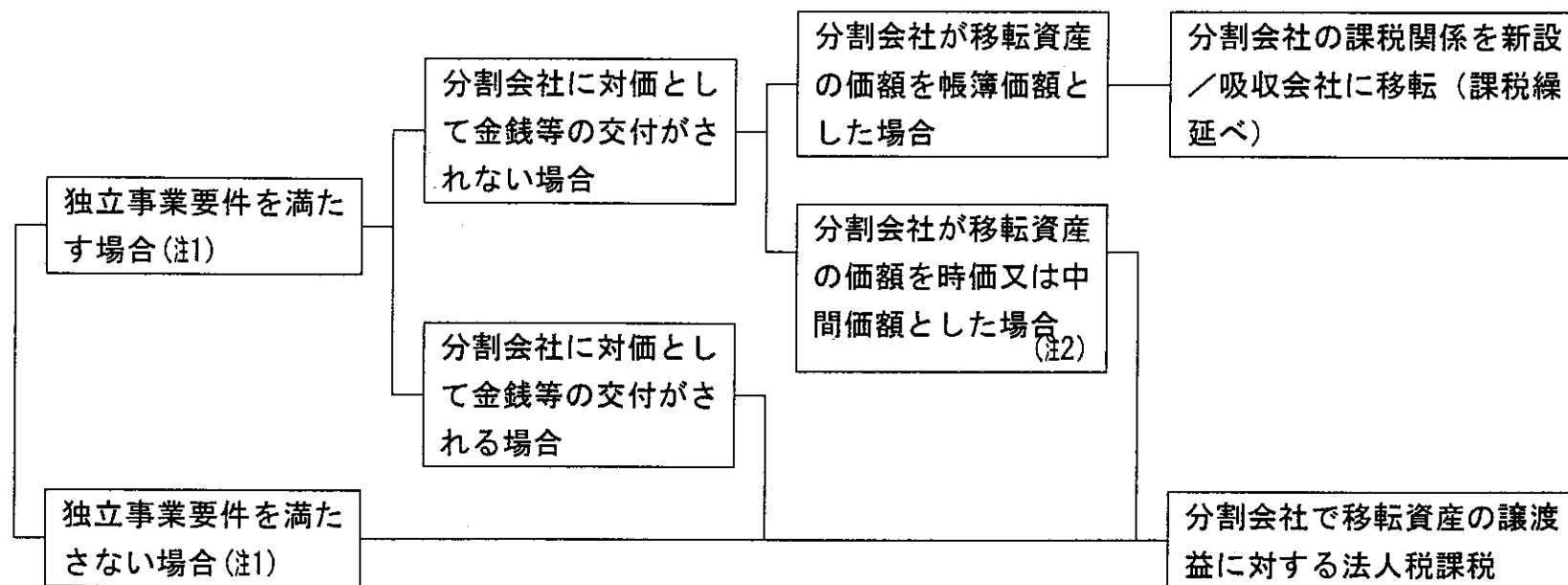
ドイツ組織変更法における会社分割の形態の概要



17. ドイツの会社分割税制の概要

○ 分割会社における課税

- ・ 原則
移転資産の譲渡益に対する法人税課税
- ・ 会社分割に係る特例



(注) 1 独立事業 (Teilbetrieb) とは、組織的に独立したものとして区分できる事業をいう。

2 時価又は中間価額 (時価までの価額) とする場合には、移転資産の全てについて時価又は中間価額とする必要がある。

なお、分割法人は、分割の基準日における税務貸借対照表及び移転する資産・負債に係る税務貸借対照表を作成しなければならない。

○ 新設／吸収会社における課税

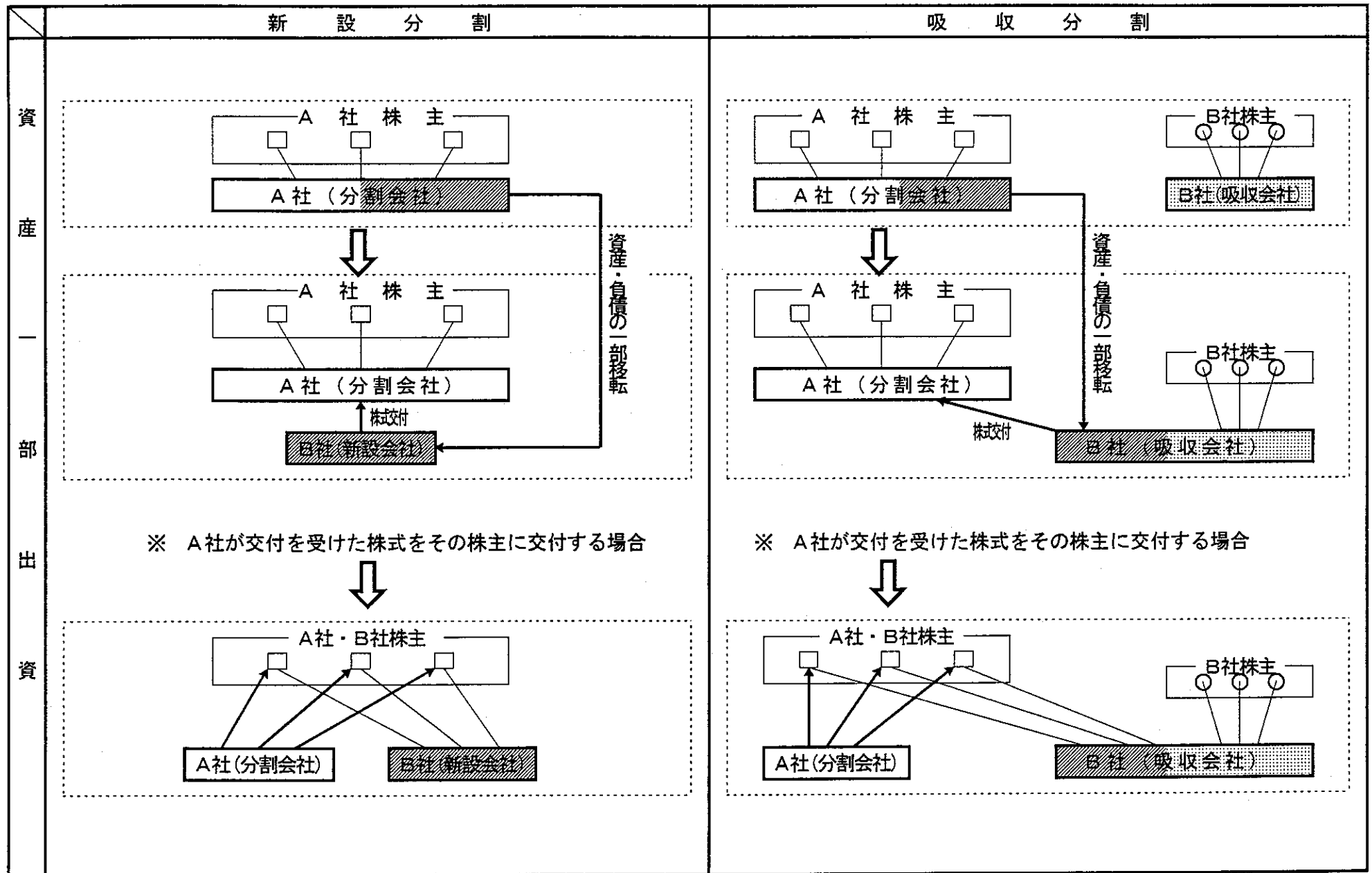
- ・ 資産・負債の受入価額：分割会社の移転する資産・負債に係る税務貸借対照表における価額を受入価額としなければならない。
- ・ 剰余金：分割会社の税務上の剰余金のうち一定額を引き継ぐことができる。
- ・ 繰越欠損金：分割会社の繰越欠損金は、新設／吸収会社が事業継続要件を満たす場合に限り、一定額を引き継ぐことができる（注）。

（注）分離独立（Ausgliederung）については、繰越欠損金を引き継ぐことはできない。

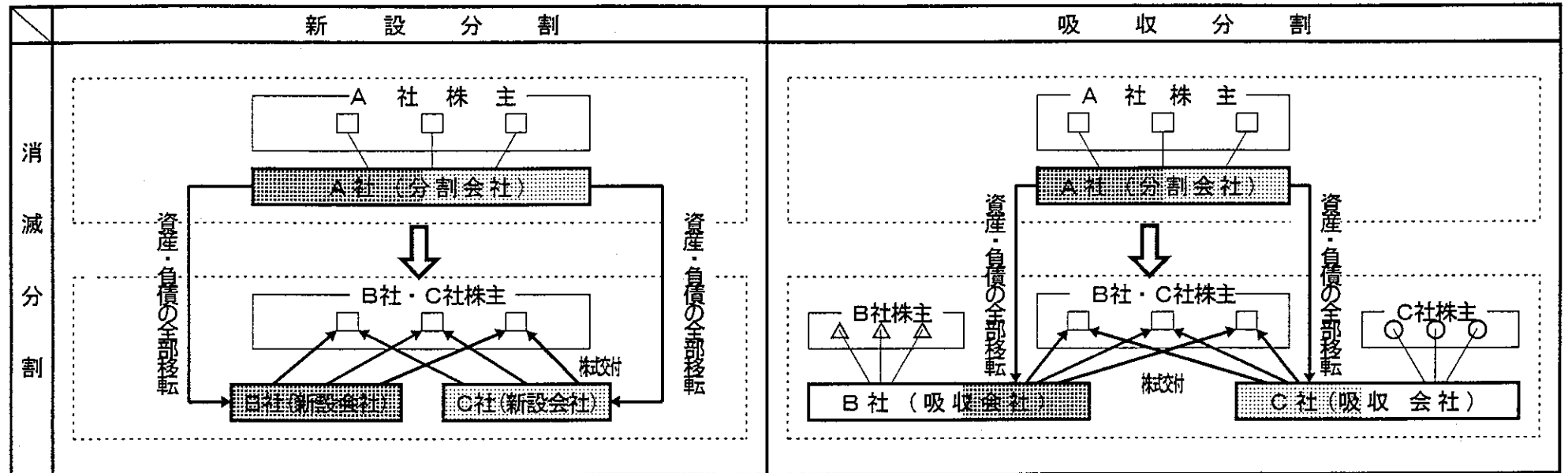
○ 分割会社の株主における課税

株式で対価の交付を受ける部分については課税が繰延べられるが、金銭で対価の交付を受ける部分については課税の繰延べはできない。

18. フランス会社法における会社分割の形態の概要



フランス会社法における会社分割の形態の概要



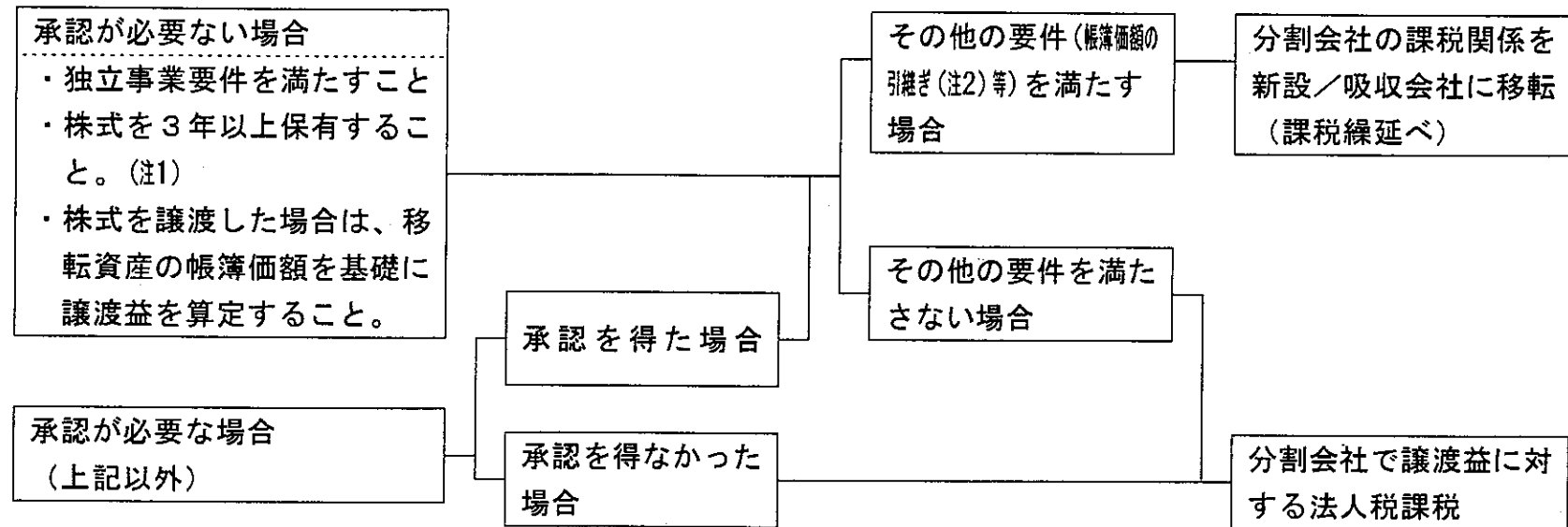
19. フランスの会社分割税制の概要

○ 分割会社における課税＜資産一部出資の場合＞

・ 原則

移転資産の譲渡益に対する法人税課税

・ 会社分割に係る特例



(注) 1 分割会社が交付を受けた株式を1年以内にその株主に交付することは、承認を得れば認められる。

この場合、3年以上保有するという要件は株主に引き継がれる。

2 移転資産の全てにつき帳簿価額を引き継ぐ必要がある。

3 分割事業年度に移転資産及び交付を受けた株式に係る申告(帳簿価額、時価等)、翌事業年度以後には、その株式に係る申告をする義務がある。また、新設/吸収会社にも同様の義務がある。

申告義務不履行の場合には、移転資産の時価との差額に対し年当たり5%のペナルティが課される。

(備考) 消滅分割の場合は、承認が必要であり、その他の要件は資産一部出資と同様。

○ 新設／吸収会社における課税

- ・ 資産・負債の引継価額：会社分割に係る特例の適用要件を満たす場合には、分割会社の帳簿価額が引き継がれる。
- ・ 償却資産：償却資産の減価償却は、会計上の受入価額を基に計算する。このため、その受入価額のうち分割会社の帳簿価額を超える部分の金額を新設／吸収会社の所得に加算する取扱いがある。
- ・ 引当金：分割会社が計上していた引当金は、引き継がなければならない。
- ・ 繰越欠損金：分割会社の繰越欠損金は、税務当局の承認を得た場合に限り、新設／吸収会社に引き継ぐことができる。

○ 株主における課税

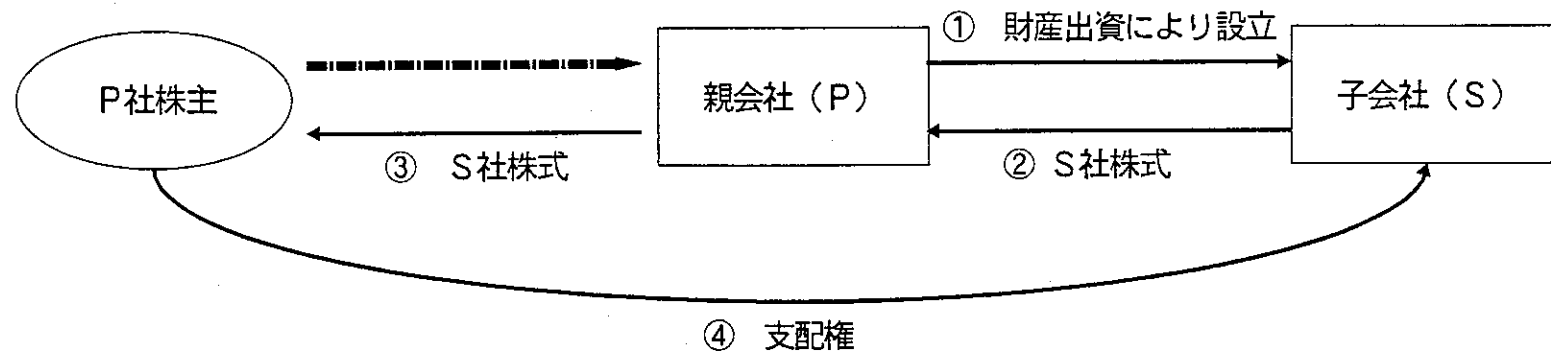
対価が株式及び10%以下の金銭である場合には、その金銭の部分を除き、課税が繰延べられる。

（注）消滅分割が課税の特例の適用要件を満たさない場合には、株主の課税繰延べを認めない取扱いあり。

次の1～3の取引は、親会社の子会社を支配していること（持株割合80%以上）、子会社が積極的な事業活動を行っていること等を要件として、課税の繰延べが認められる。

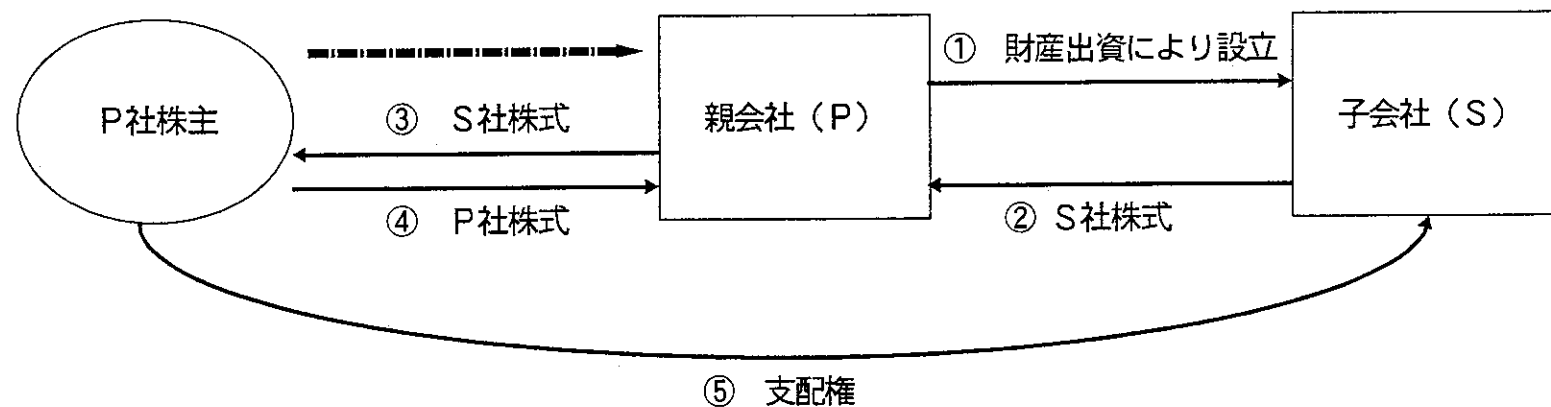
1 スピン・オフ (Spin-off)

親会社（P）が財産出資により子会社（S）を設立（又は、既存会社に財産出資）して同社の株式を取得し、その株式を親会社（P）の株主に分配する形態。



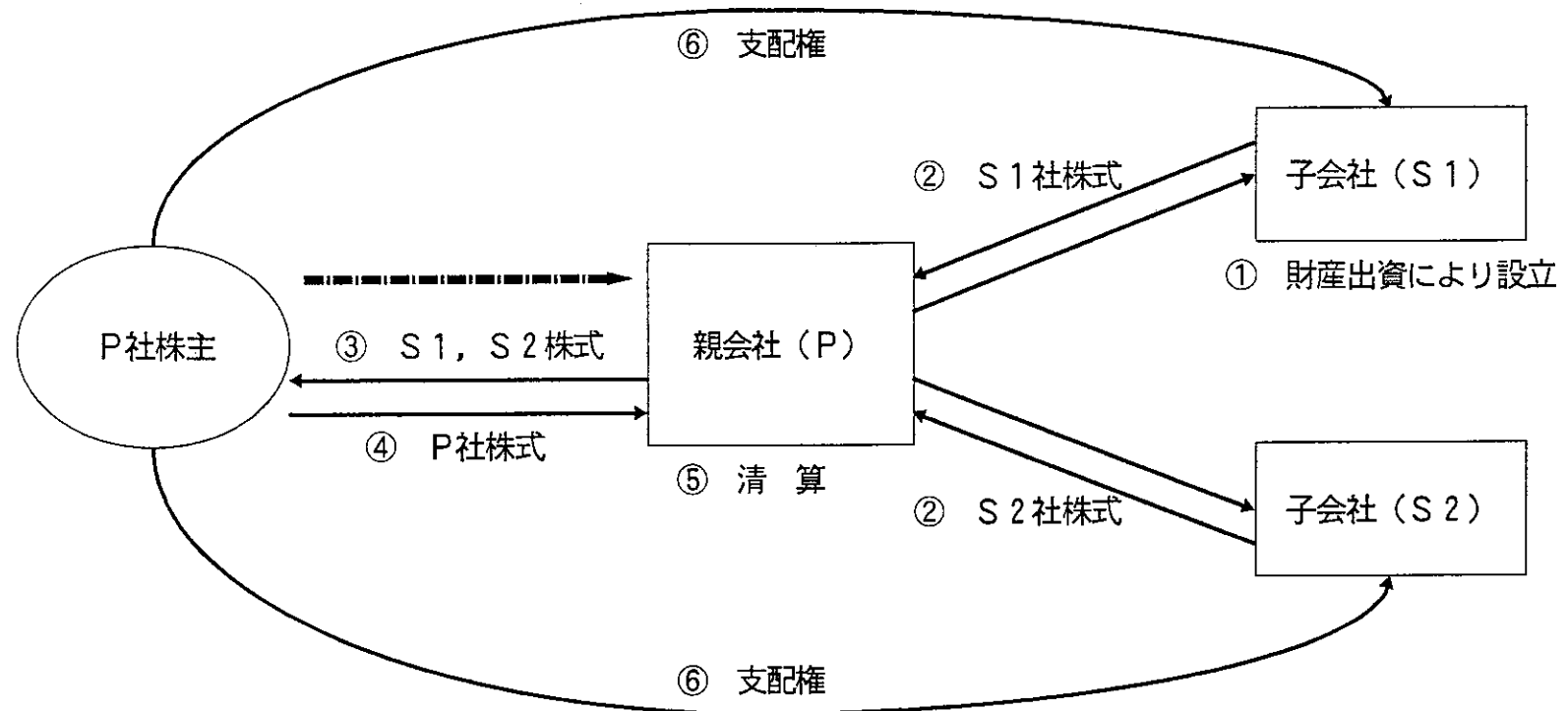
2 スプリット・オフ (Split-off)

親会社（P）が財産出資により子会社（S）を設立（又は、既存会社に財産出資）して同社の株式を取得し、その株式を親会社（P）の株主が所有するP社株式と交換（親会社（P）は減資）する形態。



3 スプリット・アップ (Split-up)

親会社（P）が財産出資により複数の子会社を設立（又は、複数の既存会社に財産出資）してこれらの株式を取得し、その株式を親会社（P）の株主に分配し、親会社（P）は清算する形態。



21. 平成12年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成11年12月〕
税制調査会

二 平成12年度税制改正

2 法人課税

(3) 会社分割

現在、会社分割制度を導入するための商法改正が検討されています。会社分割に関する商法の規定が整備される場合には、これに対応して、会社分割に係る税制上の取扱いについて検討する必要があります。その際、株主及び会社債権者の利益の保護を目的とする商法と適正課税の実現を目的とする税法との違いにも留意しつつ、税制の観点から十分な検討が必要です。

また、会社分割に係る税制の検討に当たっては、商法における会社分割法制の内容や会社の資産及び負債の分割の際の取扱いの詳細、さらには、企業会計における会計処理の詳細が明らかにされることが前提になると考えます。税制上の論点としては、合併・現物出資等の資本等取引と整合性のある課税のあり方をどのように確保するか、資産、負債や資本をどのように引き継ぐか、さらには所得税や法人税を通ずる株式譲渡益課税やみなし配当課税をどのように考えるかといった問題があります。

なお、会社分割の形態や方法は極めて多様となることが予想され、税制の信頼性を確保する観点からも、租税回避の手段として利用される制度とならないよう留意する必要があります。

会社分割に係る税制については、以上のような論点を含め、商法や企業会計の検討の動向などを見極めつつ、法人課税小委員会において、その具体的な対応を検討することとしています。

22. 諸外国の企業集団税制

ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
連 結 納 税 制 度	グループ控除制度(注1)	機関会社制度(注2)	連 結 納 税 制 度

注1. イギリスのグループ控除制度は、グループ内の欠損会社の欠損金の全部又は一部をグループ内の利益会社に振替えることを認めるものである。

2. ドイツの機関会社制度は、株式法上の利益移転契約（子会社の利益はその年度において親会社に移転し、子会社の欠損はその年度において親会社が補てんする契約。5年間継続を要件。）を前提として、親子会社間の損益通算が実現するというものである。

ドイツの機関会社制度は、当初は累積型売上税について税の累積を避けるため設けられたものが、法人税にも適用されるようになったものである。

3. 他のG7諸国についてみると、イタリア、カナダにおいては企業集団税制は導入されていない。